

「売掛未収金回収制度」のご案内

組合員様が日常業務を通じて発生した売掛未収金の回収については、その対応に苦慮されていることと思われます。このため、それを支援・解決するため「売掛未収金回収制度」を香川県自動車整備商工組合と回収業務を専門的に取扱う弁護士法人の東新宿綜合法律事務所と業務委託の協定を締結し、平成29年1月より組合員様の債権回収効果の向上を図り経営支援を行なうこととしました。

業務委託先である弁護士法人事務所は、未収債権の管理はもちろん、請求・督促・催告・法的措置など依頼した未収債権の状況に応じて効果的な業務が行なわれることから、依頼者の期待に応えられるものとなっております。

組合員様におかれては、未収金の回収は事業経営上極めて重要なことであり、この「売掛未収金回収制度」を積極的にご活用いただくことにより、さらに健全な事業経営が推進されます。

●ご利用方法等について

1. 必要書類を組合に提出（別添の申込書・依頼書）

- ① 業務委託申込書（この制度をご利用される場合に必ず必要です。初回のみ必要）
- ② 依頼書（依頼する未収債権の内容記載する帳票です。依頼の都度必要）
- ③ 請求金額等内容がわかる書類（未収債権の請求書の写し。依頼の都度必要）

2. 未収金が回収された場合

- ① 回収された金額の30%（税別）の業務委託手数料と振込料を差引きご指定の口座へ振込まれます。
- ② 未収先（相手）から直接組合員へ支払われた場合でも30%（税別）の業務委託手数料は必要となりますのでお支払い頂くこととなります。
- ③ 業務委託手数料は完全成功報酬となりますので、未収金が回収出来なかった場合の費用や手数料負担は一切ありません。

●提携弁護士法人事務所

東新宿綜合法律事務所

東京都新宿区新宿6-28-7（03-5287-1550）

●お問い合わせについて

香川県自動車整備商工組合（総務課）

高松鬼無町佐藤17-10（087-881-4321）